

河 賑 審 第 3 号  
令和 4 年 1 月 26 日

大阪府知事  
吉村 洋文 様

大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会  
会長 橋爪 紳也

河川区域の効果的な活用について（答申）

令和 4 年 1 月 26 日付け、河環第 1419 号で諮問のあった標記について、下記のとおり答申します。

記

- 1 都市・地域再生等利用区域の新たな指定について  
審議の結果、安治川右岸（桜島入堀上流）における都市・地域再生等利用区域の指定は、妥当であると判断する。ただし、河川区域等の利活用にあたっては、大阪府河川構造物等審議会における「安治川（此花西部臨海地区）護岸について（答申）」を踏まえ、河川管理者は事業者は、護岸及び堤防に影響がないことを示す資料の提示を求め、安全性を確認すること。
- 2 水辺の賑わい創出事業者の事業評価について  
審議の結果、尻無川河川広場における事業継続は妥当であると判断する。
- 3 河川敷地の利活用にあたっての留意事項について  
河川敷地の利活用を進めるにあたり、治水、利水、環境面に支障が生じないことを確認するとともに、利用者の安全確保が図られるよう、河川管理者と事業者において十分調整を行うこと。